

# 奈良県無線赤十字奉仕団規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本団は、奈良県無線赤十字奉仕団と称する。

(事務所)

第 2 条 本団の事務所は、奈良市大安寺 1 丁目 2 3 番 2 号日本赤十字社奈良県支部（以下支部と呼ぶ）内に置く。

(目 的)

第 3 条 本団は、赤十字の人道博愛の精神のもとに、赤十字の使命とする人道的な奉仕活動を通じ、その特技を活かし、日常電波伝播状態の調査、その他無線技術の向上並びに救護のための訓練・研究を行ない、災害発生時に迅速且つ的確な救護支援活動を行ない、よって地域社会の安全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本団は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 支部長の要請に基づく奉仕活動
- (2) 災害救護支援活動の実施とその訓練活動
- (3) 非常の場合における非常通信の実施とその訓練活動
- (4) 社団アマチュア無線局の運用と電気通信技術の向上のための調査研究
- (5) 救急法等講習の研修
- (6) 関係機関の主催する各種行事へ参加
- (7) その他委員長が本団目的達成のため必要と認めた活動

## 第2章 団員及び会費

(団員の資格)

第 5 条 団員は、次の各項の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 無線従事者免許を有するか取得予定の者
- (2) 成人である者
- (3) 団員 2 名以上、又は支部の推薦のある者
- (4) 救急法の資格を有する者
- (5) 奉仕活動に参加できる社会的立場にある者

(補償責任)

第 6 条 団員の本団の活動中における損害については、本団および日本赤十字社はその責務を負わない。但し、奉仕活動が原因で負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、日本赤十字社が規定する奉仕者見舞金贈与内規（昭和 5 7 年 7 月 1 日施行）に基づく見舞金を受けることができる。

(入 団)

第 7 条 本団に入団しようとする者は、所定様式の入団申込書に必要事項を記入の上、委員長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(誓 約)

第 8 条 前条の規定により入団を認められた者は、所定の誓約書を提出しなければならない。

(退 団)

第 9 条 本団を退団しようとする者は、書面にその理由を付して提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団活動に2年以上連続して参加せず、団員として継続の意思が無いものと判断される者にあつては、役員会の決議により退団の処置を行なうものとする。但し、再入団についてはこれを妨げないものとする。

(除 名)

第 10 条 団員が次の各号の一に該当する場合は、総会において4分の3以上の議決に基づき除名する。

(1) 規約並びにそれに基づく諸規定に違反したとき

(2) 本団の名誉を毀損し、又は本団の活動目的に反する行為をしたとき

(団員の資格喪失)

第 11 条 団員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 第9条により退団したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき

(3) 前条の規定により除名となったとき

(会 費)

第 12 条 団員は別に定める所定の会費を規定の納期までに納入しなければならない。

(拋出金員の不返還)

第 13 条 第 11 条により団員の資格を喪失した場合、既納の会費及びその他の拋出金品は、これを返還しない。

### 第 3 章 役員及び顧問

(役員の種類)

第 14 条 本団に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

幹 事 若干名

監 事 1名

(役員を選任)

第 15 条 役員は団員の中から総会において選任する。

2 監事は他の役員と兼任することができない。

3 会計、書記各1名は委員長が幹事の中より任命する。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行なわなければならない。

(役員職務)

第17条 委員長は本団を代表し、団務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代行する。

3 役員は役員会を構成し、団務を執行する。

4 監事は会計の監査を行なう。

(顧問)

第18条 本団に顧問を置くことができる。

2 顧問は委員長であった者又は学識経験者で、役員会の議決を得て委員長がこれを委嘱する。

3 顧問は役員会並びに総会に出席して、団務について意見を述べるすることができる。

## 第4章 会 議

(会議)

第19条 会議は総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は団員をもって構成する。

2 役員会は役員をもって構成する。

(権限)

第21条 総会はこの規約に規定するものの他、次の事項を決議する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他本団の運営に関する重要な事項

2 役員会はこの規約に規定するものの他、次の事項を決議する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の決議を要しない団務の執行に関する事項

(会議の招集)

第22条 通常総会は毎事業年度開始前後1カ月以内に委員長が招集する。

2 臨時総会は役員会において開催の必要があると決議した場合、又は団員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求のあった場合、1カ月以内に委員長が招集する。

3 役員会は委員長が必要と認めた場合、又は役員2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求のあった場合、14日以内に委員長が招集する。

4 会議を招集するには、会議を構成する団員又は役員に対し、会議の目的たる事項及び内容

並びに日時・場所を示して、開催の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長はその総会において出席団員の中から選任する。

この場合において、議長が選任されるまでの仮議長は委員長がこれに当たる。

2 役員会の議長は委員長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 総会又は役員会は、これを構成する団員又は役員の3分の1以上（委任状含む）の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会又は役員会の議決は、この規約に別に規定するものの他、出席団員又は役員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(委任状による議決)

第26条 委任状による議決は、委任された者の議決に加算するものとし、又白紙委任状による委任は委員長に委任したものとする。

(記録)

第27条 会議の議事については、書記がこれを記録し委員長と共に署名捺印するものとする。

## 第5章 委員会

(委員会)

第28条 第4条に掲げる事業を行なうため専門委員会を設けることができる。

2 委員会について必要な事項は、役員会の議決を経て委員長が決定する。

## 第6章 資産及び会計

(資産)

第29条 本団の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 補助金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(会計報告)

第30条 本団の会計報告は、総会において承認を得るものとする。

(事業年度)

第31条 本団の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 規約の変更

(規約の変更)

第32条 この規約の改廃については、団員の3分の1以上（委任状含む）が出席した総会において、3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 附 則

(報 告)

第33条 委員長は本団の活動状況及び第2章、第3章による団員並びに役員等の登録事項の異動、その他団の運営において重要な事項を必要に応じて報告しなければならない。

(摘要実施)

第34条 本規約は支部長承認の日からこれを適用実施する。

2 本規約実施日において、昭和47年6月1日施行の日本赤十字社奈良県支部無線赤十字奉仕団規約及び同細則はこれを廃止する。

3 平成8年4月21日改定

4 平成20年12月7日改定

【附 記】

1 規約第12条に定める会費は年間1,000円とする。

2 会費は事業年度途中から入団した場合も全額納入するものとする。

3 活動に必要な経費のうち、個人的なもの及び有志による行事等の費用で、役員会の承認した特別なものを除き、個人の負担とする。